



事務の合理化について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：昭和57年2月5日一部改正

昭和48年5月10日
発管164号
一部改正昭和57年2月5日
発管第23号

土木部各課長（建築課を除く）殿
各土木出張所長殿
鳥取・米子都市開発事務所長殿

土木部長

事務の合理化について（通知）

公共事業等の事業を促進し、職員の事務負担の軽減を図るため「事務の合理化要領」を別紙のとおり定め、工事執行について、今後この要領により取り扱うこととしたので、遺憾のないようにしてください。

なお、この要領に明示されていない事項については、諸規則の改正、諸通知により定めます。（別添）

事務合理化要領

公共事業等の工事の円滑な促進を図るとともに、職員の事務負担を軽減するため、県の執行に係る土木工事等について事務の簡素化、合理化等を図ることとする。

1. 調査設計委託について

- (1) 調査設計委託のうち、設計委託については、今後積極的に外注することとし、コンサルタント等の育成指導を行い、年次的に技術職員の事務負担を軽減する。また、今後調査設計委託の設計、監督および検査体制を強化するよう検討する。
- (2) 各種委託設計の積算基準等の整備作成を行い、運用実績により今後その決定に努力し、標準化、統一化による能率の向上と簡素化について検討する。
- (3) 委託業務の所長委任額について、物価指数の上昇、事務量の増大を考慮して決定し、今後その拡大について配慮する。
- (4) 小額の委託業務について、事務手続の簡略化を検討し、前項の主旨に沿いその拡大について配慮する。

2. 設計事務の簡素化について

- (1) 土木工事設計標準の利用効率の向上を図るため、歩掛の金額表示および統一単価表の作成について積極的に実施する。
- (2) 設計にあたっては、全日本建設技術協会発行の建設省制定土木構造物標準設計を活用することとし、建設業協会、登録建設業者に対しその常備活用を指導し、受入れ態勢が整えば記号表示方式により図面を省略することとする。
また、上記土木構造物標準設計にない構造物についても、普遍的なものは、県独自の構造物標準設計を逐次作成整備して活用を促進し、前記と同様の取り扱いとする。
- (3) 単県工事（単県災害を除く）について、小額の単純工事の施行にあたっては、事務手続の簡略化を検討する。
また、用地買収が伴わず、設計内容の単純な所長専決工事および上記を適用しない工事について、次のように簡素化を図るものとする。
ア 平面図は、5万分1図に位置または区間を示し、引き出し線により延長等を記入し、余白に簡単に位置の説明あるいは写真により施工位置を表示したものとする。
イ 横断面図は、標準（平均）断面で行い、必要により適宜その数を増し、通常5万分1図にちよう付するものとする。
ウ 縦断面図は、特に必要なものを除き省略する。
エ 構造図、詳細図等は必要に応じ添付する。
オ 図面を省略したことにより完成検査の確認に支障がないよう、監督員は請負業者に出来形図等関係資料を提出させ整備するものとする。
- (4) 設計書（内訳書、明細書）に表示する数量単位は、下表のとおりとする。

種 類	表 示 単 位	種 類	表 示 単 位	備 考
切 土、盛 土	m ³ 単 位 ど め	石 積	m ³ 小 数 1 位 ど め	
芝 付	m ² "	コンクリート擁壁等	m 小 数 1 位 ど め	
路盤、路面、舗装	"	コ ン ク リ ー ト	m ³ 小 数 1 位 ど め	
擁 壁	小 数 1 位 ど め	型 わ く	m ² 単 位 ど め	
側 溝、管 基	"	塗 装	"	
トンネル掘削、巻立て	m ³ 単 位 ど め	栗石、碎石、砂等	m ³ "	
捨 石	m ³ "	鉄 筋	kg "	
沈 床	m ² "	鋼 材	"	
じ ゃ か ご	m、m ² 小 数 1 位 ど め			

注 数量表示を行う場合の取りまとめ方については、表示単位以下は4捨5入とする。

注 数量表示を行う場合の取りまとめ方については、表示単位以下は4捨5入とする。

- (5) 図面の着色については、次のとおりとする。
 ア 単県工事は全面廃止を原則とし、横断面図、構造図等で一葉中の全図が全施行の場合は着色しないこととし、平面図、縦断面図は引き出し線より施行区間の表示をするものとする。
 ただし、当該図面に完成、未完成、暫定等のある場合の区分は従来どおり着色し、一部施行の場合は、当該図を赤くで囲むことにより表現するものとする。
 イ 補助工事については、正本のみ1部従来どおり着色を行うこととし、副本等については単県工事に準じて作成するものとする。
- (6) 省略し得る単価表をできる限り追加するよう積極的に検討する。
- (7) 設計数量計算書(用地関係を除く。)の添付は、土量等の総括計算表のみとし、個々の計算表の添付は省略する。この場合において、審査に慎重を期し、責任の所在を明確にするとともに、省略した計算表は出先機関において副本(所長専決の場合は正本。)につづり込み保管するものとする。
3. 変更設計について
- (1) 工事延長、幅員、主要構造物の形状寸法に異動なく、付帯、付属構造物で工事目的、効用に影響ないものについて、設計変更に基づく金額の増減が元設計金額の1.5%未満の範囲で、金額においての増減が10万円を越えないときは、軽微な変更とみなし、設計変更をしないものとする。ただし、減額になる場合において、変更設計請負対象金額が請負金額を下回るときは適用しない。
- (2) 単県工事で所長専決に係るものの設計変更は、起工設計書の上欄に災害査定設計書の訂正要領に準じ、変更数字等を記入して変更設計額を算出し、変更伺を起工伺設計書の上に添付して伺うものとする。
- (3) 前項以外の工事の設計図書については、次のように取り扱うものとする。
 ア 設計内訳書、明細書は、二段書き様式とし、赤書きはしないものとする。
 イ 設計図面のうち、異動のない設計図、元設計図および廃止の図面の添付は省略し、省略の経緯表を図面袋にちょう付するものとする。
 ウ 工事別のある設計書で異動のない工区の設計図書は添付を省略し、総括表で整理表現するものとする。
 エ 図面の赤黒対象については線のみとし、数字は150のように2本線消去により対象するものとする。
4. 承認申請について
 工事施工監督上必要とする承認申請は、諸規則、諸通知等によるもの以外は、監督権限で措置するものとする。
 なお、設計図書に規格または銘柄を明記した材料、あるいは製品については、承認申請の対象とせず監督員が規格、銘柄および品質等を確認検査するものとする。
5. この要領は、昭和48年5月15日から適用する。
 変更設計についての(3)アの二段書きは下記のとおりとする。

記

- 1 設計内訳書、明細書の変更数字はすべて上段書きとし、元数字は下段書きとし一本線で薄く消去する。
- 2 異動のない場合はそのままにし、廃止のものは元設計の数字を一本線で消去したうえ、廃止の印を費目の欄に押す。また新規のものは、新規という印を費目の欄に押す。
- 3 昭和48年12月1日から適用する。